

○ 財務省告示第二百四十六号
平成二十七年六月二十九日付
行条件等を次年七月九日より告示する。
國庫短期財務証券（五百四十一回）

二 一 発行令
の法律発行號名稱及び記
項及の根拠そ拠

会社債券の法律第一百十條に於ける「資本額」の規定
は、昭和二十二年六月並みに施行された法律第三百三十九條の規定による。
同法第一百三十條に於ける「特種別融資」の規定
は、昭和二十二年六月並みに施行された法律第三百三十九條の規定による。

四 三 二 一 発行令
發行方法の適用振替法の適

本法の規定は、昭和二十二年六月並みに施行された法律第三百三十九條の規定による。
同法第一百三十條に於ける「特種別融資」の規定
は、昭和二十二年六月並みに施行された法律第三百三十九條の規定による。

本法の規定は、昭和二十二年六月並みに施行された法律第三百三十九條の規定による。
同法第一百三十條に於ける「特種別融資」の規定
は、昭和二十二年六月並みに施行された法律第三百三十九條の規定による。

八	七	六	五
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 の	入 価 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 四 十 四 万 四 千 五 兆 円 百 四 万 九 円 百 千 千 八 円 七 十 百 八 十 億 一 百 億 三 五 十 千 四 四 万 百 六 七	額 四 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 四 四 千 兆 四 九 百 千 八 十 八 百 十 一 億 円	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九			
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振 替 単 位	
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 札	債 格	札 市	格 行		
日 期	加 参	払 支	額 金	限 期	競 第	債 市	發 競	価 格		
日 期	加 加	額 額		發 競	I	加 場	行 場	格 日		
平 成 二 十 七 年 六 月 二 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を 二 十 九 日	日 本 銀 行 百 円 に う に つ き 百 円 た 者	額 面 金 額 百 支 き 返 と 、 、 、 、 、 、 業 業 業 業	償 還 金 を 償 は 、 期 月 が の 翌 常 休 業 業 日 日	當 た し と 、 年 九 月 月 二 行 休 業 業 日 日	平 成 大 額 百 円 応 に 募 に つ き 百 円 三 毛	平 成 大 額 百 円 応 に 募 に つ き 百 円 三 毛	す る 。 數 百 円 応 に 募 に つ き 百 円 三 毛	額 面 金 額 百 百 円 円 以上 の	額 面 金 額 百 百 円 円 以上 の
									の 記 載 法 規 定 に 額 は よ る 最 振 替 口 座 と 金 簿	